

第九十回国会 法務委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和五十四年十一月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 木村武千代君

- 理事 金子 岩三君
理事 保岡 興治君
理事 榎 兼次郎君
理事 沖本 泰幸君
理事 中村 正雄君
井出 一太郎君
上村 千一郎君
熊川 次男君
白川 勝彦君
二階堂 進君
福永 健司君
北山 愛郎君
田邊 誠君
長谷雄幸久君
岡田 正勝君

- 理事 中村 靖君
理事 山崎武三郎君
理事 横山 利秋君
理事 柴田 睦夫君
稲葉 修君
亀井 静香君
佐藤 文生君
田中伊三次君
福田 一君
井上 普方君
下平 正一君
飯田 忠雄君
木下 元二君
田川 誠一君

昭和五十四年十二月七日(金曜日)
午前九時四十五分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

- 理事 金子 岩三君
理事 保岡 興治君
理事 榎 兼次郎君
理事 柴田 睦夫君
井出 一太郎君
越智 伊平君
白川 勝彦君
福永 健司君
飯田 忠雄君
木下 元二君
田川 誠一君

- 理事 中村 靖君
理事 山崎武三郎君
理事 沖本 泰幸君
上村 千一郎君
熊川 次男君
田中伊三次君
山下 徳夫君
長谷雄幸久君
岡田 正勝君

出席國務大臣

法務大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

法務大臣官房司 枇杷田泰助君
法制調査部長 眞家 克己君
法務省民事局長 眞家 克己君
最高裁判所事務 勝見 嘉美君
総局人事局長 清水 達雄君
法務委員会調査 室長

委員の異動

十二月四日

- 亀井 静香君
熊川 次男君
白川 勝彦君
小坂徳三郎君
河本 敏夫君
八田 貞義君
小坂徳三郎君
亀井 静香君
熊川 次男君

同日

- 小坂徳三郎君
河本 敏夫君
八田 貞義君
亀井 静香君
熊川 次男君
補欠選任
白川 勝彦君
亀井 静香君
熊川 次男君

同月七日

- 亀井 静香君
佐藤 文生君
越智 伊平君
山下 徳夫君
伊平君
徳夫君
亀井 静香君

同日

- 越智 伊平君
山下 徳夫君
補欠選任
佐藤 文生君
亀井 静香君

十一月二十六日

政治亡命者保護法案(横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第一号)
国籍法の一部を改正する法律案(土井たか子君

外六名提出、第八十九回国会衆法第二号)
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案(横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第三号)
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第四号)
刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第五号)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第六号)
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
は本委員会に付託された。

同日二十八日
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
は本委員会に付託された。

同日二十五日
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

○木村委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政の適正を期するため、本会期中
裁判所の司法行政に関する事項
法務行政及び検察行政に関する事項
並びに
国内治安及び人権擁護に関する事項
について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うため、議長に対し、承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決しました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 お諮りいたします。
本日、最高裁判所勝見人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 内閣提出、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、同じく土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、同じく裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、同じく検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の四法律案を議題といたします。
まず、政府から順次趣旨の説明を聴取いたしま

す。倉石法務大臣。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案  
土地家屋調査士法の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○倉石国務大臣 民法及び民法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、第一に、民法第十一條の規定中「聾者」、「啞者」及び「盲者」の文字を削ろうとするものであります。すなわち、現行の民法第十一條は、聾者、啞者及び盲者について準禁治産宣告をすることができるとしてあります。その趣旨は、これらの者が重要な財産上の取引において不利益を受けることがないよう、これらの者を保護しようとするに尽きるものであります。この規定のもとにおいては、単に聾者、啞者または盲者であるということだけで、これらの者について準禁治産宣告がされるかのような誤解を生じ、ひいては不公平感を生じさせるおそれもあるのみならず、これらの者が社会生活上種々の不利益を受ける懸念もなしとしないのであります。

しかも、この規定中「聾者」、「啞者」及び「盲者」という文字を削りましても、これらの者について準禁治産宣告による保護をする必要がある場合には、十分対応することができまします。この際同条中これらの文字を削る改正をしようとするものであります。

第二は、民法法人の実態等にかんがみ、民法法人に関する規定の整備をしようとするものであります。すなわち、現行の民法には、民法法人でない者が民法法人であることを示すような名称を用いて活動することを放置いたし、世人に誤解を与え、種々の弊害を生ずるおそれがあるのであります。

また、民法法人の中には、その運営の適正を欠くやに見受けられるものもありますが、そのような状況にかんがみ、民法法人の運営について規制を強化し、その適正化を図る必要があるものであります。そこで、民法及び民法施行法に所要の改正を加えて、主務官庁が民法法人に対して監督上必要な命令を発することができるとを明確にし、この命令に違反した理事等を過料に処することができるとするとともに、民法法人がこの命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、これを解散させることができるものとしようとするものであります。

さらに、民法法人の中には、長期間にわたって全く事業活動を行っておらず、登記上のみ存在するいわゆる休眠法人が相当数ありますが、これを放置しておきますと、税法上これを悪用するなどの弊害を生ずるおそれがあります。これらの法人を整理するため、民法及び民法施行法に所要の改正を加えて、民法法人が正当の事由がないのに引き続き三年以上事業を行わないときは、主務官庁は、これを解散させ、所要の登記を嘱託することができるとしようとするものであります。

第三は、民法の罰則規定中過料の額を相当額に引き上げようとするものであります。これは、現行の民法が制定された明治二十九年以来過料の額が改められずに今日に至ったため、罰則規定がその機能を果たしておりませんので、現在の経済事情等に照らし、その機能を果たすことができる程度にまで、過料の額を引き上げようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。よろしくお願いいたします。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、土地家屋調査士の制度の充実強化を図るため、土地家屋調査士の資格に関する規定を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、土地家屋調査士となる資格について、土地家屋調査士試験に合格した者のほか、法務局または地方自治体において、不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して十年以上になる者で、法務大臣が土地家屋調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められたものは、土地家屋調査士となる資格を有することとしております。また、未成年者または破産者で復権を得ないものは、土地家屋調査士となる資格を有しないものとするなど欠格事由に関する規定を整備するとともに、土地家屋調査士試験の方法として筆記試験のほか口述試験を実施するものとし、これに関する規定を整備することとしております。

第二に、土地家屋調査士の制度は、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するためのものであること、及び土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関連する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行う職責のあることを明らかにすることとしております。

第三に、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記につき、必要な土地または建物の調査、測量及び申請手続をするほか、審査請求の手続もすることができるとしてあります。

第四に、土地家屋調査士の登録または登録の移転の申請は、土地家屋調査士会を経由してすべきこと、及びその申請をする者は、その申請と同時に、土地家屋調査士会に入会する手続をとらなければならないこととするものとし、登録制度の適正な運用を図るため、登録に関する規定を整備することとしております。

第五に、土地家屋調査士の職責の重要性にかんがみ、懲戒処分による業務の停止の最長期間を現行の一年から二年に改めるとともに、土地家屋調査士会の自主性の強化を図る見地から、土地家屋調査士会は、法令に違反するおそれがあると認められる所属の会員に対して、注意勧告をすることができるとし、また、日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士の業務または制度につき、法務大臣に対する建議等を行うことができることとしております。

第六に、土地家屋調査士法に定める罰金及び過料の多額は、これを定めて以来長年月を経過してありますので、相当額に引き上げることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。よろしくお願いいたします。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及

び検事長の俸給は、従来、特別職の職員に  
関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の  
特別職の職員に準じて定められておりま  
すところ、今回、内閣総理大臣及び国務大臣等を除  
く特別職の職員について、その俸給を増額するこ  
ととしておりますので、おおむねこれに準じて、  
高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長  
の俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所の判事の報  
酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、  
おおむねその額においてこれに対応する一般職の  
職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸  
給の増額に準じて、いずれもこれを増額すること  
としております。

これらの改正は、判事補及び五号から十七号ま  
での報酬を受ける簡易裁判所判事並びに九号から  
二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六  
号までの俸給を受ける副検事にあつては昭和五十  
四年四月一日から、その他の裁判官及び検察官に  
あつては同年十月一日から適用することとして  
しております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を  
改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律  
の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ  
さいませう、お願いいたします。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 民法及び民法施行法の一部を改正  
する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する  
法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改  
正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案の四案について質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 ただいま倉石法務大臣より提案  
理由の説明を聴取いたしました、法務大臣とし

ては、ロッキード被告の青天白日になることを求  
めるといふ発言について、これが問題となつて、  
昨日本会議において釈明、陳謝、発言の取り消し  
というところを行われました。

わが党は、このことだけでけりつけるというこ  
とには賛成をいたしておりませんし、やはり法務大  
臣としての資格に欠けるという考え方については  
変わりありませんので、いままでも法務委員会  
あるいは本会議あるいは予算委員会等で問題を提  
起してまいりましたが、今後とも本委員会におい  
ても問題にしていくというところを最初に明らか  
にしておきます。ただ、本日は法案の審議で時間が  
非常に制限されておりますので、きょうは法案の  
質疑をしたいと思います。

順番にいきますと、最初に民法の問題ですが、  
民法と家屋調査士法の問題につきましては、同様  
法律がさきの国会で審議されておりますので、要  
点をしぼつて質疑をしたいと思います。

民法の改正に関連してですが、さきの通常国会  
で、これは五月二十五日の法務委員会ですが、わ  
が党の正森委員が取り上げました、公益法人であ  
ります島根県浜田自動車協会が定款に明記されて  
いない自動車学校を経営しているというところ、職  
員二十九名中、車検などの公益事業に携わってい  
る者は一名だけであつて、残り二十八名は営利事  
業である自動車学校の職員である。それから、収  
入合計一億三千万円のうち、公益事業については  
収入が一千万円、収益事業関連が一億二千万円と  
いう現状であるという中で、こゝいうものが公益  
法人になつていくという中で、その中身から  
見ますと、営利法人と一体どこが違うのかという  
疑問が生じてくるわけです。実際は営利法人にな  
つていて、客観的にはそう見られるわけですが、  
も、公益法人の場合は営利法人と違つて税制など  
で特別の処遇をされるわけですから、こういうこ  
とが公益法人というところで実際上営利事業が行わ  
れますと、それこそ財界あるいは官界、場合によ  
つては政界まで含めた癒着関係、そういうものが  
加わることもあるでしょうし、そういう中で脱

法的に公益法人にならうとすることも考えられる  
わけですね。

こうしたもの規制についての対策はどうなつ  
ているのか、この点、この改正案が監督権や命令  
権を強化しているというところの関係でお伺いし  
たいと思います。

○真家政府委員 公益法人の監督につきまして  
は、現在ではもちろん主務官庁の監督に服するとい  
うたてまえになつておるわけでございますが、  
ただ現行の民法六十七条によりまして、「主務官  
庁ハ」法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコ  
トヲ得」という規定がございますけれども、規定  
上監督のための命令を発するということが必ずし  
も明確ではなかつたわけでございます。

そこで、今回の改正案におきましては、「主務  
官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコト  
ヲ得」という規定を設けることになつてしまつて、  
常時適切な監督のための命令を発することができ  
るといふことを規定上明確にいたしましたことが  
第一点。

それから第二点といたしまして、現行法におき  
ましては、法人が目的以外の事業をなし、あるい  
は設立の許可を得た条件に違反し、その他公益を  
害すべき行為をなしたときは、主務官庁は許可を  
取り消すことができるという規定になつておるわ  
けでございますが、それを改正強化いたしましたし  
て、さらに申し上げました主務官庁の監督上の命  
令に違反した場合にも、他の方法によつて監督の  
目的を達することができないという場合には、主  
務官庁はその許可を取り消すことができるという  
ことになつて、監督の実質をあらしめるようにした  
のが第二点でございます。

さらに現在、法人の名前はございましてその  
実態がほとんどない、いわば休眠しているような  
法人がございまして、それが悪用されていくとい  
う弊害も絶無ではないようでございます。そこ  
で、新たに規定を設けまして、改正案では、正当  
の事由がなくして引き続き三年以上事業をしない  
というような場合におきましても、主務官庁がそ

の設立の許可を取り消すことができるというよう  
な規定を設けまして、法人に対する監督を強化す  
る、その実質をあらしめるような法律上の手当て  
をいたしたわけでございます。

○柴田(陸)委員 法務省関係の公益法人ですが、  
所管の公益法人は幾つあるのか、その中に休眠法  
人というものはあるのかということ、それから昭  
和五十二年の三月四日に公益法人監督事務連絡協  
議会において「公益法人会計基準について」とい  
う申し合わせが行われているわけですが、法務省で  
所管公益法人について、公益法人がこの会計基準  
に準拠した運営を行っているかどうか、そういう  
か、この点の把握を法務省の方でしているかどう  
かお伺いします。

○真家政府委員 法務大臣所管の法人は、本年の  
五月一日現在におきまして百七十八ございませ  
う。そのうち社団法人が十一、財団法人が百六十七  
ございまして、さらに内訳を申し上げますと、一般  
の法人が二十四、更生保護の関係、更生保護会が各  
地にございまして、これが百五十四という数字に  
なつております。

次に、休眠法人があるかというお尋ねござい  
ますが、私もこの改正案におきまして休眠法  
人というふうな言つておられますものに当たるもの  
はないと言つてもよろしいかと思つてます。ただ、  
一法人でございまして、昭和三十八年に火災で焼  
けてまして事業を行うことができないままになつ  
ているのが一つございまして、そこで、これはむしろ  
事業を再開してもらいたいということ、いま所  
管部局で検討しているということございまして、  
もちろん過去において休眠法人と言われるもの  
が若干ございまして、しかし私どもは、この改  
正案が成立するのを待たずして鋭意それは解散を  
勧告いたしました、事実上そういう休眠法人が  
なくなつたというふうな申し上げてよろしいかと  
思つてます。

いま一つお尋ねは会計基準の問題でございま  
す。これにつきましては御指摘のとおり昭和五十

二年三月に、総理府に設けられました公益法人監督事務連絡協議会におきまして公益法人会計基準が申し合わせされまして、各主務官庁はこの基準が公益法人に適用されるようにそれぞれ指導することになったわけでございます。法務省におきましても、この申し合わせに先立って行われました会計基準の説明会に、多数の公益法人を現実に担当しておる職員を参加させますとともに、申し合わせにつきましても周知徹底を図ることにいたしましたわけでありまして。

なお付言して申しますと、公益法人中更生保護会というものが非常に多数を占めておりますけれども、これにつきましても、特殊性にかんがみまして、より整備された規定等を設けて、これによって指導を続けていくわけでございまして、公益法人会計基準の適用につきましては、その趣旨ののっとり弾力的に指導しているという状況にございまして。

○柴田(陸)委員 民法の問題はその程度にいたしまして、次に土地家屋調査士法の問題ですが、この「欠格事由」の第四条の中に「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は「その」又は「の方」でなければ、執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者」これは欠格だということになるわけですが、公選法では、御承知のように「選挙権及び被選挙権を有しない者」の規定の十一条で「禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者」という規定がございまして、ここでは「刑の執行猶予中の者を除く」と規定されているわけですが。

これらとの比較から考えて疑問に思いますが、執行猶予つき禁錮判決、禁錮以上の刑を受けた者は判決確定の時期で刑の執行が終わつたとするのか、それとも猶予期間満了をもって執行を受けることがなくなつたと解するのか、いつ欠格の事由が解消するのかという問題です。たとえば懲役一年、執行猶予五年ということになりますと、五年たつてから三年間ということになりますから、実刑一年受けた人との関係で、一年終わっ

てあと三年あれば四年後には回復するということになりまして、そういう関係でちよつとバランスが崩れる面があるというふうに考えるわけですが、一般的には、執行猶予つき判決の方が情状も軽いでしようし、そういう面から見てどういふふうに考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○眞家政府委員 刑法二十七条の規定によりまして、刑の執行猶予の言い渡しを取り消されることなくして、その期間、つまり執行猶予期間を経過しました場合には、刑の言い渡しはその効力を失うということになっていくわけでございます。そこで解釈といたしましては、その期間を経過いたしましたものと、刑に処せられなかつた場合と同一の取り扱いを受けるということになる筋合いでございますので、法律の解釈といたしましては、その期間の満了の日の翌日から欠格事由には該当しないということになるかと思つてございまして。

そこで、公職選挙法等の規定と若干体裁は違いますが、御指摘のとおり相違があるわけでございますが、これは改正後の司法書士法四一条一、それから公選法四一条二も全く同じような体裁になっておるわけでありまして、司法書士法は、改正前の旧司法書士法の三條におきましても、三年と二年の違いはございまして、同じような体裁をとっているわけでございます。これがこういふ業法についての比較的一般的なスタイルではないかと思つてございまして、また現実にも司法書士につきましても、これは旧司法書士時代のことでございまして、そういう問題については疑義が生じまして、私どもが先ほど申し上げましたような解釈によって処理すべきであるということを行行政的に回答いたしましたこととございまして。

実刑を受けた者とのバランスがどうかという点は確かにございまして、実刑を受けてしまったということと執行猶予というものの趣旨にかんがみまして執行猶予中の地位ということを考えますと、やはり先ほど申し上げましたような解釈によらざるを得ない、またそれが合理的な面を持

っているとして申し上げてよろしいのではないかと思つてございまして。

○柴田(陸)委員 それから、土地家屋調査士の業務であります不動産に関する表示登記の申請の問題ですが、不動産登記法の第二十五条ノ二によつて、表示に関する登記は登記官が職権をもつてなすことができることになっておつて、不動産の表示に関する登記の申請があつたときも職権でやることも、必要があれば土地または建物に関する事項を調査することができまして、そのためには実地調査もできるということになっていくわけですが、さきの国会においても、当時の香川民事局長は、不動産登記法のたてまゝとして、実質審査権のもとでの実地調査が要求されると答えておられるわけですが。

このような関係があるときに、調査士が法律に従つて不動産の表示に関する登記のために必要な土地、家屋の調査、測量をきちんとやつて、そして申請手続をなし、その申請が受理された、すなわち登記官が申請について適否を審査して行政処分、登記処分をしたというものについては、その時点で調査士の責任は終わるわけですが、この調査士の責任は、実質審査権を登記官が持つということから考えてみて、表示登記に関してはその段階で解消されると解しているのじやないかと思つたのですが、法務省の見解を伺います。

○眞家政府委員 御指摘のとおり、不動産の表示に関する登記につきましては、職権によつて調査することができるとはございまして、もちろん申請主義が原則であるということはおつて、ご質問の通り、必要がある場合には実地調査の権限を与えられているわけでありまして、また、私どもの通達におきまして、事情の許す限り積極的に不動産の実地調査を励行すべきであるというところをうたつておるわけでございます。そこで、それを前提にしたいまの問題を法律的に考えてみたいと思つておりますが、土地家屋調査士が通常尽くすべき注意義務を尽くして

いたという場合には、これは責任が生ずることはないの当然でございまして。また、一般的にそれほど不都合な事態が多いとは思いませんけれども、そういう注意義務を怠つて、たとえば現地に臨まないで机上で分筆をするというふうなことは絶無ではないようございまして、仮に、そういう測量図をつくりまして、その測量図に基づいて申請をする、それによつてその申請が受理されておつた場合には、土地家屋調査士といたしましては、依頼者に対する契約上の債務不履行ということから、賠償責任を免れない、そういう場合があり得ると思つてございまして。ただ、この場合、登記官がそういう職権によつて登記する権限を持っている、あるいは実地調査の権限を持っているということによつて、直ちに土地家屋調査士の責任が解除されるとは考えないわけでありまして、登記官といたしまして、実地調査をすべき案件であつたにもかかわらず実地調査をしなかつた、その他通常尽くすべき注意義務を怠つたというふうなことがございまして、同時に、登記官につきましても国家賠償法上の責任が生ずるという関係になるのではないかと思つてございまして。

ただ、世間の実態は必ずしも全部把握しているわけではございませんけれども、事実上ケースになりましては現在のところ把握しておらないわけでありまして、司法書士の関係につきましても、そういうケースがございまして、現実にはそういう例もございまして、それにつきましても、司法書士の責任、それから登記官の責任ということがいづれも認められるというふうな裁判例もあるようございまして。

以上でございまして。

○柴田(陸)委員 とまかく法律に従つた調査測量をやつて、調査士としての注意義務をもって任務を果たしたというふうな場合においては、責任が生ずることがないということによろしいですね。○眞家政府委員 御指摘のとおりでございまして。

○柴田(陸)委員 時間がなくなってきたので、ちよつと急ぎます。

もう一つお伺いしますが、調査士が補助者を置く場合に法務局長の承認を受けなければならないという事になっておいて、その場合履歴書などを出さなければならぬ。法務局長の承認を必要とする理由について、法務省の方では、調査士にふさわしい補助者でなければならぬということ、また補助者任せの業務の取り扱いが目立つというようなことを前の国会で挙げられておりますが、これはちよつと解せないと思つておられます。この場合は、調査士が法律に定められた職責に従つて公正かつ誠実に業務を行おうとすれば、補助者の採用についても、やはりみずから人選をして補助者にふさわしい人を選ばなければならぬ、みずから責任を持って業務を行わなければならないというのも法律であるわけですね。そうすれば、一定のチェックとして、人数制限六人がよいのかどうか、これはまた別問題でなければ、補助者の人数制限をして、調査士が補助者を採用するときに届け出をさせる。そして後で調べて補助者にふさわしくないものは指導の中でチェックするということが十分じゃないかと思つておられます。

法務局というところは非常に忙しいところがありまして、履歴書や住民票をつけられて出されても、一つ一つチェックできる状況にないところが恐らくたくさんあるわけですから、そういうことで補助者の採用を遅滞させれば、これは業務妨害にもなりかねないと思つておられます。今度の法律の運用とともに、調査士も正当なやり方を一層進める、責任あるやり方を進めるといふ方向に進められていくわけですから、この補助者の採用の手続については検討されるべきであると思つておられます。いかがですか。

○眞家政府委員 現在、土地家屋調査士の補助者に対する承認の制度につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。また、私どもが従来この制度を維持すべきであると思つておりました理由も、いまお話ししましたとおり、私どもが

前から言つておりますように、補助者任せの業務の取り扱いということにならないように、いわゆる名板貸しをするということ、法務局に補助者が常時出入りいたしますので、その人物を十分に把握しておきたいという趣旨でございます。

しかしながら、この問題につきましては、いろいろいま御指摘のような問題点があることを否定するわけにはまいりません。自主的なチェックということも十分考慮に値することであると思つておられます。調査士会あるいはこれは司法書士とも共通の問題でございますが、会において自主的にさらさら真剣に検討を進められておられるようでございます。私も、私どももいたしまして、そういう補助者の取り扱ひに關しまして、調査士連合会あるいは司法書士連合会とも忌憚のない協議を今後十分に尽くしていきたい、かように考へておられます。

○柴田(陸)委員 それでは、裁判官の報酬また檢察官の俸給に關する法律の問題ですが、提案理由によりまして、裁判官及び檢察官についても、一般の政府職員に準じてその給与を改善する措置を講ずるために、この両法律案を提出すると言われているのですが、裁判官、檢察官の給与月額是一般職の公務員と対比して大分高い、これが戦後の日本のあり方であるわけですね。

そこで、ちよつとお伺いしますが、判事八号、これは裁判官になつて十年を過ぎた人の報酬だ、また俸給だと思つておられますが、その前の修習生が二年間あるわけですから、一般職で言いますと、ちよつと十二年を経過した職員と大体同格だ、上級職試験を通過して十二年たつた一般職の職員と同格だと思つておられます。それと比較するのは妥当だと思つておられます。一般職公務員との給与の差額、あるいはこれは通告してなかつたからわからないかも知れませんが、大まかでもいいますれば、何%とかそういうことでお答えできればお答えしていただきたいと思つておられます。

○批田政府委員 一般職の上級甲で採用された者が十二年後どれくらいになつておられるかというの、個人差もありませんし、必ずしも比較できない面がございます。それから給与の種類、手当の範囲が違ひまして、一般職の場合にはいわゆる管理職手当と言われているものをもちろつか、あるいはさもなければ超過勤務手当をもちろつかというふうなことがございますので、一概に比較はできませんけれども、本俸だけで見ますと、十二年ぐらいたちますと大体四等級の六前後ではなからうかと推測されるわけですね。

今回の給与法の改正によりまして、四の六ですと十八万四千二百円ということになります。それに対して判事の八号の方は三十六万七千円という事になるわけでありまして、その限りにおいては、本俸だけと比較いたしますと九割ぐらゐ上ということになります。先ほど申しましたように、裁判官、檢察官については支給されない手当が一般公務員の方には支給されますので、実質の所得はそれほどではございませんが、このあたりでは実質四割あるいは五割ぐらゐの差があるといふふうに言えるのかと思つておられます。

○柴田(陸)委員 裁判官、檢察官の給与水準が一般職の職員よりも高いということ、いまの答弁でも、その段階で四割から五割ぐらゐの差が実質的にあるとおっしゃいましたが、これだけの給与水準の差があるという問題については、これは当然であるとお考えなのか、あるいは差が過ぎるとお考えになつておられるのか、司法制度を研究されておられる方として、将来はどうかあるべきかという問題について御見解をお伺いしたいと思います。

○批田政府委員 先ほど御指摘ございましたように、新憲法下におきましては司法の優位ということもたわれておられますし、また同時に、裁判官の報酬につきましては特に憲法上も相当な報酬を支給するということがうたわれているといふふうな面からいいますと、一般の公務員よりは相当程度の差がある、平たい言葉で言えば優遇的な報酬が与えられてしかるべきだといふふうに考へておられます。

ただ、それがどの程度が適當であるかという問題になりまして、これははなはだむずかしい問題でございます。裁罰所法施行以來いろいろな段階でその検討が加えられてきております。また臨時司法制度調査会におきましても、その点を中心とした議論がなされたわけでございますが、その結果、現在大体このあたりでございますが、一般の行政職と比較いたしますとこのあたりがよいだろうという事、考へ方として一応落ちついてはおります。しかし、ただこれで万全というわけにもまいりませんので、将来の課題としては永久に残ることであると思つておられます。さしあたり一般公務員の給与の改定というものが現在のよりな状態で推移する限りにおいては、やはりそれにスライドしていくというところが一応妥協なところではないかといふふうに考へておられます。

○柴田(陸)委員 いろいろ聞きたいこともありましたけれども、本日は非常に忙しい時間だと思つておられます。裁罰所法施行以來いろいろな段階でその検討が加えられてきております。また臨時司法制度調査会におきましても、その点を中心とした議論がなされたわけでございますが、その結果、現在大体このあたりでございますが、一般の行政職と比較いたしますとこのあたりがよいだろうという事、考へ方として一応落ちついてはおります。しかし、ただこれで万全というわけにもまいりませんので、将来の課題としては永久に残ることであると思つておられます。さしあたり一般公務員の給与の改定というものが現在のよりな状態で推移する限りにおいては、やはりそれにスライドしていくというところが一応妥協なところではないかといふふうに考へておられます。

○批田政府委員 これは、たとえば今度の場合に平均いたしました三・七%のアップということになりますので、そうしますと、絶対金額の格差も三・七%ずつ開いていくという事は避けられないことではございますが、余りその上と下とが遠い過ぎる、ことに裁判官の場合に判事の中で相当開いていくという事は、その職務の性格上適當でないという面もあるかと思つておられます。現状ではむしろ、今度の改定でもさうでございますけれども、最高裁判所長官、最高裁判所判事の報酬が据え置きになつておられることのために、だんだん上の方から詰まってくるという感じがするわけでございます。むしろその辺を少し上げて全般的に上がるという余地をつくる方が問題となつてきたのではないかとこの感覚でおられるわけでございます。

○柴田(陸)委員 いろいろ聞きたいこともありましたけれども、本日は非常に忙しい時間だと思つておられます。

ありますから、以上で終わらしていただきまして、次の機会にしたいと思えます。終わります。

○木村委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 お許しを得ましたので質問をさせていただきますが、その前に、議題外にわたりますので恐縮でありますけれども、去る十一月十五日の法務委員会におきまして大臣に対する質問を留保しておりました問題について、けりをつけておきたいと思えます。

私どもは、大臣御就任の直後の法務省内におきます記者会見の際、ロッキード事件関係の裁判について記者から感想を求められたときの大臣の例の晴天白日問題の発言につきまして、軽率のそしりは免れないということとその責任を追及してまいりましたが、そのお答えが納得できませんでしたので、その質問を留保してまいりました。しかし、昨日の本会議におきまして、大臣から本件に関する陳謝と発言の取り消しが行われましたので、所期の目的は達成されましたから、本件の質問はこれをもって終わりますけれども、今後わが党は、この種の問題につきまして厳重な監視を続ける決意であることを表明をいたしまして、質問の留保を終わらせていただきます。

さて、続いてただいま提案中の議案について質問をさせていただきます。

はなはだ簡単な質問でありますから明確にお答えをいただきたいと思えますが、今回提案をされておりますこのベースアップの対象のそれぞれの各法における人員について、お尋ねをしたいと思います。こういう法案を提案されるとき、私どもも新人でありますから困りますことは、法律における定員、現在の人員は一体幾らおられるのかというところがわからぬわけでありまして、できれば、こういう法案を提出の際は、親切心をもって付表でもつけていただくことがありたいと思えますが、この際は質問にお答えをいただきたいと思えますが、裁判官の関係につきましては、勝見人事局長の方からお答えをいただきたいと思えます。また、検察官の関係では枇杷田調査部長の方から

お答えをいただきたいと思えます。また、それに付随をいたしまして、今回のベアに要する所要額は一体幾らであるか。定員、実在人員、ベアの所要額、この三つの問題について、それぞれお答えをいただきたいと思えます。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の定員及び現在員についてお答えを申し上げます。

五十四年の十二月一日現在でございますが、判事の定員は一千二百九十八、現在員が一千二百八十六、欠員が十二名でございます。判事補が定員が六百十九、現在員が六百九、欠員が十名でございます。それから簡易裁判所判事は定員が七百九十一、現在員が七百二十九でございます。

大変失礼しました。ただいま十二月一日現在と申し上げましたが、ことしの分は七月一日現在でございます。訂正させていただきます。以上でございます。

○枇杷田政府委員 検察官の総定員は二千九十二名でございます。

その内訳をいたしますと、検事総長が一名、それから次長検事が一名、検事長が八名、これは定員と現在員とは一致いたしております。それから検事が一千六百六十三名が定員でございますが、七月一日現在で一千三百三十七名でございます。それから副検事が九百十九名が定員でございますが、七月一日現在では九百五名でございます。したがっていまして七月一日現在の現在員数は二千五十二名でございます。

なお、今回の給与改定に伴いまして本年度必要とする所要金額は約四億四千万円でございます。

○勝見最高裁判所長官代理者 今回の給与改定に伴う裁判官の関係で、今年度の所要額は約四億九千六百万円でございます。

○岡田(正)委員 よくわかりました。そこで法務大臣にお尋ねをいたしますが、私は初めてでありますから、ここでちょっと奇異に感ずるのであります。八号俸の方から上の人について、いわゆる東京高裁長官あるいは東京高検検事長のクラスまでの間は、四月一日にさかのぼら

ずして十月一日からという附則がついておりますが、これはどういうわけかという区別をなさるか、大臣の御所見をいただきたいと思えます。

○倉石國務大臣 御存じのように、一般指定職以上はおくらせるという方針をとったわけでありまして、

○岡田(正)委員 政府の御方針でそういうことになされたのだと思えますが、私は非常に奇異に感じますのは、決して他の職員の方と区別をして申し上げるのではありませんけれども、大臣も御承知のように、何といたしても法の関係に携わる非常に責任の重大な立場の人たちばかりであります。いわゆる検事にいたしましたも裁判官にいたしたしても大変重要な立場にあるわけでありまして、その立場というものは厳正中立、これはもう絶対保持しなければならぬ。

しかも、個人的な生活の態度にいたしたとしても非常な厳しさ、他の者とは変わった厳しさ——これはいまひよつと思出したのであります。終戦直後のあの食糧難の時代、やみをやつたらいかぬというので、とうとう飢え死にをされたような方まで過去いらつしやつたほど、それぞれ程度の差はありまして、非常に厳しい生活態度をとっていらつしやると思っております。

そういう方につきましては、単におしなべて十月一日からという考え方を適用されるということとは、私は、その衝に当たる法務大臣としてはもうちょっとがんばるべきじゃないかというふうに思っておりますが、その点大臣の決意はいかがでございますか。

○倉石國務大臣 司法官並びに検察当局が非常に献身的にやっておりますことは御存じのとおりでございますが、今般、いろいろな予算編成の方針に基づきまして一律に階級の上の方の方々に若干しわ寄せが来まして、ほかの行政府でもそうでございますが、そういう方針でいたしたわけでございます。

差別を申し上げるわけではありませんけれども、何といつても日本は法治国家であります。その法律の厳正なる執行がなければ、国の秩序は保たれぬことは御承知のとおりでありまして、しかし世の中ではやはり検事さんや裁判官の御厄介にならなければならぬ事件はしばしばあるわけですね。そういう人を裁く、人を調べるという立場に立たれる人というのは、非常に孤高の存在といえますか、非常な厳しさを要求される独特の立場にあるということから考えまして、他の職員がそうであるからして、裁判官、検事の立場も給与の関係は同じように扱わねば仕方がないという形は今後おとりにならないでほしい。もつとひとつがなばつていただきたい。こういう関係の方々というのは、恐らくアルバイトとかあるいは他に兼職をするなんていうことはとても許されるような立場でもありません。そういう時間もありません。そういう状態でありまして、法務大臣は父であります。こういう方々の父でありますから、その立場から御理解いただきまして、十分ひとつ今後努力をお願いしたいと思います。

○木村委員長 これにて四案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るのであります。が、いずれも討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○木村委員長 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 次に、ただいま可決いたしました民法及び民法施行法の一部を改正する法律案及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対し、山崎武三郎君外五名から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同、民社党・国民連合及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議がそれぞれ提出されております。

まず、提出者より順次趣旨の説明を求めます。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、提出者を代表して、ただいま議決いたしました民法及び民法施行法の一部を改正する法律案並びに土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、この際案文を朗読し、趣旨の説明にかえることといたします。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読いたします。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸事項について更に一層努力すべきである。

一 民法上の公益法人の実情は掘と改善すべき

諸問題の検討及びその結果による民法改正の要否の検討を継続すること。

また、同法人の会計が健全に行われるよう内部監査制度の確立及び一定規模以上のものについての公認会計士による監査の導入を検討すること。

二 次期民法改正に際しては、相続における妻の地位の實質的向上を図るため、相続分等についての改正を検討すること。

三 民法第十一条の改正にあたり、身体障害者が社会的に能力を充分發揮できるように各般の施策を検討すること。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読いたします。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 新調査士法第三条第二号による資格認定及び土地家屋調査士試験制度の運用に当たっては、土地家屋調査士業務に対する社会的需給に応ずるよう適切な配慮をすること。

二 不動産表示登記制度の適正な運用を期するため

(一) 不動産登記法第十七条地図を可及的速やかに整備するための各般の効率的具體策を早急に策定し、実施すること。

(二) 不動産表示登記事務の処理に対応することができ知識及び技能を有する職員の充員等について積極的に努力すること。

三 土地家屋調査士会が行う研修事業に積極的に協力し、土地家屋調査士が真に国民の信頼に応え得るようその品位と資質の向上を図ること。

四 土地家屋調査士の報酬については、その業務の実態に即して速やかに改善を図ること。

五 土地家屋調査士に対する公共嘱託事件の委託を積極的に推進するため、そのあい路打開の方策を講ずること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すに決しました。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すに決しました。

この際、倉石法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石法務大臣。

○倉石國務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、鋭意努力してまいりたいと存じます。

○木村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました四法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、来る十一日火曜日午前十時理事會、午前十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十時五十二分散會

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

(民法の一部改正)

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の第一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条之二 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名稱中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六十七条第一項の次に次の一項を加える。

主務官庁ハ法人ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七十一条中「条件」の下に「若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正当ノ事由ナクシテ引續キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

第七十七条第一項中「破産」の下に「及び設立許可ノ取消」を加え、「又何レノ場合ニ於テモ」を「且ツ」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因リ解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第八十四条中「五百円以上二百円以下」を「五十万円以下」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

第一編第二章第四節中第八十四条の次に次の一条を加える。

七

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反

シタル者八十万円以下ノ過料ニ処セラレ  
第五十五条中「二百円」を「五万円」に改める。  
(民法施行法の一部改正)

第二条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)ノ一部を次のように改正する。

第二十三条中「条件」の下に「若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。  
正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上ノ事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

第二十三条に次の一項を加える。  
前項ノ規定ニ依リ解散ノ命令ハ民法第七十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

第二十五条を次のように改める。  
第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リ処分ヲ為スベキトキハ主務官庁ハ予メ法人ノ理事ニ付キ聴聞ヲ為スベシ但法人ノ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ此限ニ在ラズ

第二十五条の次に次の二条を加える。  
第二十五条ノ二 理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所  
在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ前条ノ処分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前条ノ処分ハ官報ノ掲載ヲ為シタル日ヨリ二十日ヲ経過シタル時ニ其効力ヲ生ズ

第二十五条ノ三 第二十五条ノ処分ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ法人ノ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ解散ノ原因及ビ年月日ノ登記ノ嘱託ヲ為スベシ

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(法人の設立許可の取消し等に関する経過措置)  
第二条 この法律による改正後の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条第一項の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の当該規定によつて生じた効力を妨げない。  
(法人の解散の登記に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に関しては、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百八条の四、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十四条及び職員団等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第十一条において準用する民法第八十四条の規定により科すべき過料の額については、当分の間、なお従前の例による。

2 前項の規定は、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第三十三条の規定により科すべき過料の額について準用する。  
(非訟事件手続法の一部改正)  
第六条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。  
第二百二十二条の次に次の一条を加える。  
第二百二十二条ノ二 法人ノ設立許可ノ取消又ハ解散ノ命令ニ因リ解散ノ際ニ就職シタル清算人ノ登記ノ申請書ニハ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

(国家公務員法の一部改正)  
第七条 国家公務員法の一部を次のように改正する。  
第百八条の四中「民法第三十八条第二項を

「民法第三十四条ノ二、第三十八条第二項」に、「及び第七十一条」を、「第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二」に改め、「登録」との下に、「同法第七十七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは「破産」とを加える。  
(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)  
第八条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条中「及び第七十二条」を、「第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条」に改め、同条に後段として次のように加える。  
この場合において、同法第七十七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは、「破産」と読み替へるものとする。  
(地方公務員法の一部改正)  
第九条 地方公務員法の一部を次のように改正する。

第五十四条中「民法第三十八条第二項」を「民法第三十四条ノ二、第三十八条第二項」に、「及び第七十一条」を、「第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二」に改め、「登録」との下に、「同法第七十七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは「破産」とを加える。  
(日本労働協会法の一部改正)  
第十条 日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第八条及び第三十九条中「第六十七条第二項」を「第六十七條第三項」に改める。  
(職業訓練法の一部改正)  
第十一条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第四十三条中「及び第五十条から第六十七条

まで」を、「第五十条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項」に、「第六十七条、第七十七条第二項及び」を、「第六十七條第一項及び第三項、第七十七條第二項並びに」に改める。  
第百七条五号中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改める。  
(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)  
第十二条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。  
第十一条中「民法第三十八条第二項」を「民法第三十四条ノ二、第三十八条第二項」に、「並びに第七十一条」を、「第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条第三号ノ二並びに第八十四条ノ二並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二」に改め、「規約ノ認証」との下に、「同法第七十七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは「破産」とを加える。

理由  
準禁治産宣告の要件を合理化するとともに、最近における民法法人の実態等にかんがみ、いわゆる休眠法人を整理する措置を講ずる等民法法人に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案  
土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。  
(目的)

第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることに、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

第百八条の四中「民法第三十八条第二項を

第一条の次に次の一条を加える。

(職責)

第一条の二 土地家屋調査士(以下「調査士」といふ)は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第二条中「土地家屋調査士(以下「調査士」といふ)を「調査士」に、又は申請手続を「申請手続又は審査請求の手続」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。

一 土地家屋調査士試験に合格した者  
二 法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して十年以上になる者であつて、法務大臣が調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められたもの

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二号中「禁治産者」を「未成年者、禁治産者」に改め、同条第七号中「二年」を「三年」に改め、同条第八号とし、同条第六号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「二年」を「三年」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの

第五条第二項中「及び申請手続」を「申請手続及び審査請求の手続」に改め、「技能について」の下に「筆記及び口述の方法により」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 口述試験は、筆記試験の合格者について行う。

第七条を次のように改める。

(登録の手続)

第七条 前条の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を有することを証する書類を添えて、同条の法務局又は地方法務局長に対し、その管轄区域内に設立された土地家屋調査士会(以下「調査士会」といふ)を經由して、登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、法務局又は地方法務局長は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとらないとき。

二 身体又は精神の衰弱により調査士の業務を行ふことができないとき。

三 調査士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他調査士の職責に照らし調査士としての適格性を欠くとき。

第八条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第三号」を「第四号」に、「第五号から第七号」を「第六号から第八号」に改める。

(意見の聴取)

第八条の三 法務局又は地方法務局長は、必要があるとき認めるときは、登録に関して、その管轄区域内に設立された調査士会の意見を求めることができる。

第九条第二項中「長に」を「長に対し、その管轄区域内に設立された調査士会を經由して」に改める。

第十三条第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「一年」を「二年」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「長は」の下に、「第七条第二項」を加え、「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同条第三項中「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同条第四項中「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改める。

又は調査士に、「第八条の二又は第一項第二号若しくは第三号の」を「第二項に規定する」に改める。

第十四条第一項中「一箇の土地家屋調査士会以下「調査士会」といふ。」を「一個の調査士会」に改める。

第十五条の五を次のように改める。

(入会)

第十五条の五 調査士の登録又は登録の移転の申請をする者は、その申請と同時に、申請を經由すべき調査士会に入会する手続をとらなければならない。

2 前項の規定により入会の手続をとつた者は、当該登録又は登録の移転の時に、当該調査士会の会員となる。

第十六条の次に次の一条を加える。

(注意勧告)

第十六条の二 調査士会は、所属の調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあるとき認めるときは、会則の定めるところにより、当該調査士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本土地家屋調査士会連合会は、調査士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第十八条中「試験」の下に、「資格の認定」を加える。

第十九条第一項中「又はこれらを」を「これらを」に改め、「申請手続」の下に「又はこれに係る審査請求の手続」を加え、同項に次のただし書を加える。  
ただし、弁護士が審査請求の手続をする場合は、この限りでない。  
第二十条中「一万円」を「十万円」に改める。  
第二十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

(欠格事由に関する経過措置)

2 この法律の施行の際改正後の土地家屋調査士法第四条各号の一に当該する者で改正前の土地家屋調査士法第四条に該当しないものに対しては、当該事由について、改正後の土地家屋調査士法第四条の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 法務大臣は、自分の間、改正後の土地家屋調査士法第三条第二号に規定する認定のため必要があるときは、土地家屋調査士試験に準じ、土地家屋調査士の業務を行うのに必要な土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能について試験を実施しなければならない。

理由

土地家屋調査士の制度の充実強化を図るため、その職責、資格及び登録等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法

第一類第三号 法務委員会議録第一号 昭和五十四年十二月七日

九

律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十五条中「八十万円」を「八十三万円」に、「六十五万三千円」を「六十七万七千円」に改める。  
 別表を次のように改める。  
 別表(第二条関係)

判 事 補		判 事									
区 分	報酬月額	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	一号	二号
最高裁判所長官	一,五〇〇,〇〇〇円	八七〇,〇〇〇円	七三〇,〇〇〇円	六七〇,〇〇〇円	五七〇,〇〇〇円	四九〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円
最高裁判所判事	一,一〇〇,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円	五〇〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円	二一〇,〇〇〇円	一九〇,〇〇〇円	一七〇,〇〇〇円
東京高等裁判所長官	六〇〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円	二一〇,〇〇〇円	一九〇,〇〇〇円	一七〇,〇〇〇円	一五〇,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	三〇〇,〇〇〇円	一五〇,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円	一二〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	九〇,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という)。別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合には、この

判 事 補		判 事									
区 分	報酬月額	十一号	十二号	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号
簡易裁判所判事	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円

理由  
 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
 第九条中「四十三万四千円」を「四十五万円」に改める。  
 別表を次のように改める。  
 別表(第一条関係)

区 分	俸給月額
検 事 総 長	一,一〇〇,〇〇〇円
検 事 長	八〇〇,〇〇〇円
次 長 検 事	六〇〇,〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	五〇〇,〇〇〇円
その他の検事長	四〇〇,〇〇〇円
一号	三〇〇,〇〇〇円
二号	二七〇,〇〇〇円
三号	二五〇,〇〇〇円
四号	二三〇,〇〇〇円
五号	二一〇,〇〇〇円
六号	一九〇,〇〇〇円
七号	一七〇,〇〇〇円

副 検 事										検 事																	
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	
一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円

十五号	三、八〇〇円
十六号	三、〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年十二月十二日印刷

昭和五十四年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K